

令和6年度 指定管理者監査 行政監査 結果報告

公の施設の管理に関する指定管理者監査、監査委員が必要と認めるときにテーマを設定して行う行政監査を実施し、1月17日に市議会および市長へ報告しましたので、概要をお知らせします。

亀山市監査委員 国分純
同 中島雅代
同 峯 裕

指定管理者監査

●監査の概要

<監査の対象>

対象施設	亀山市都市公園等 (95公園および亀山公園野外ステージ)
対象団体	公益財団法人亀山市地域社会振興会
所管課	建設部都市整備課

<監査の着眼点>

亀山市監査基準に従い、管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施した。

●監査の結果

監査の対象とした公の施設の管理に係る出納その他の事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を行ったところ、おおむね適正に処理されていると認められた。

指摘事項および意見は、次に記載したとおりである。

1. 指摘事項

特になし

2. 意見

【所管課：建設部都市整備課】

業務仕様書「物品管理業務」において、新たに必要となった備品は市が予算の範囲内で調達し、それ以外の物品は指定管理者が調達することになっているが、指定管理者の費用で購入している事例が見受けられた。指定管理業務を円滑に進めるためにも、指定管理者が備品を購入する場合もあることから、備品に関する規定を見直されたい。

指定管理者に貸与した備品について、公園管理用備品一覧の内容と現物に不整合が見受けられた。整合が図られるよう適切に管理されたい。



行政監査

●監査の概要

<監査の対象>

監査のテーマ	工事検査監が行う工事検査に関する事務について
対象部署	工事検査監(兼)設計審査監
対象事務	令和6年度に執行された対象工事に係る検査
対象工事	阿野田町地内(市道二本松5号線ほか)公共下水道事業に伴う配水管移設工事

<監査の目的>

工事検査監の事務は、工事について、工事目的物が設計図書に適合しているか確認するため品質、性能、計上寸法、施工体制などについて書類検査および実地(現場)検査を行っている。これらの事務が適正かつ効率的に執行されているか監査を実施することにより、今後の公共工事の品質確保および工事に関する技術水準向上を目的とする。

●監査の結果

工事検査監が行う検査内容は、技術士法に基づく資格を有する技術士が行う検査内容を網羅しており、法令に基づき適正に執行されているものと認められた。書類検査や現場検査では、工事の目的・内容を把握し、資料や現場をよく観察しており、受注者に対する質問、指摘、指示などわかりやすい言葉で内容を伝えていた点が評価される。また、今年度より建設業における長時間労働の是正として適正な工期の確保や週休2日制の導入の取り組みが始まったところであり、請負業者の意見や現状を聴き取りアドバイスを行っていた。さらに、市の若手職員に対して、「工事監督要領について」、「公共工事の入札契約方式について」などレベルアップにつながる研修を行い、職員の能力向上に尽力されていた。公共工事の検査業務は、幅広い技術の知識と豊富な技術経験や的確な判断力並びに高い倫理観等が求められる。今後も、検査時の指導を通じて工事の適正かつ効果的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上、また、技術職員の能力向上が図られるよう期待するものである。

なお、指摘事項および意見は、次に記載したとおりである。

1. 指摘事項

特になし

2. 意見

亀山市工事検査規程第6条に定める工事検査基準が規定されていないことから、亀山市の工事検査基準の規定を設け、検査の適切な実施を図られたい。